

## 第2期陸別町地域福祉計画・第3期陸別町障がい者基本計画等 策定支援委託業務 仕様書

### 1. 業務名

第2期陸別町地域福祉計画・第3期陸別町障がい者基本計画等策定支援委託業務

### 2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 目的

国や道の動向、陸別町の状況等を的確にとらえ、町民・関係者のニーズを把握したうえで陸別町が取り組むべき福祉施策ならびに障がい者施策の課題や基本的方向と目標量を示し、所要の計画を策定することを目的とする。

### 4. 本委託業務により策定する計画

#### (1) 地域福祉計画

本計画には下記の計画を包摂するものとする。

- ・成年後見制度利用促進基本計画
- ・再犯防止基本計画

#### (2) 障がい者基本計画等

- ・障がい者基本計画（障がい者基本法第十一条第三項に基づく計画）
- ・障がい福祉計画（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第二項に基づく計画）
- ・障がい児福祉計画（児童福祉法第三十三条の二十に基づく計画）

### 5. 業務内容

#### (1) 共通する事項

#### ①基礎的な地域データ及び資料の整理分析

国・北海道の施策動向、陸別町の概要及び社会経済的特性など、前項の計画策定に必要な情報を収集し、陸別町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

別途策定している介護保険事業計画に包括されている認知症対策関係については受託者において認知し、整合性を取るものとする。

#### ②庁内関係課に対する調査

保健福祉センターの子ども・子育て支援所管担当や教育委員会等の福祉関連施策の現状を把握し、今後の施策方針や連携体制を構築するため、関係各課等に調査を実施する。

調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、各担当がシートに必要事項を記入する。各担当への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

### ③課題の整理・抽出

前項により収集した地域データやアンケート調査（別掲）などの結果から、策定する計画の領域に関する施策を実施するうえでの課題を整理し、重点課題を抽出する。

### ④検証可能な重点施策・数値目標の検討

重点施策・数値目標の検討にあたっては、国・道の施策及び陸別町の関連計画との整合性を図ったうえで、検証可能な評価指標を設定する。

### ⑤計画骨子案・素案の作成

上記を踏まえて基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し内容の協議を行う。

### ⑥パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを陸別町が実施するにあたり、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

### ⑦計画策定委員会等の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会、諮問機関等の運営について、会議資料を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。（計4回程度）

### ⑧各種情報提供支援

関係省庁等から提示された指針、審議会など各種会議等により公表された情報、関連書籍など必要な情報の概要・要約を逐次提供する。

### ⑨打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

## （2）地域福祉計画策定に係る事項

### ①住民アンケート調査

住民の生活実態や健康状態、福祉施策に対する考え方等の把握を行い、計画策定の基礎資料とする。受託者は、調査票の設計・印刷及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。調査票の発送用及び回収用封筒の作成作業対象者の抽出、宛名ラベルの作成、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査票の発送・回収は委託者が行う（郵送費については委託者が負担する）。

今回の策定で再犯防止についても章立てに追加する予定であることから必要に応じたアンケート項目を立案するものとする。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	①18歳以上の一般住民 800票（抽出） ②中学生 42票（全数）
調査方法	郵送法/WEB方式
調査票種類数	最大2種 計850票
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②関係団体等に対する調査

ボランティア団体や自治会など、地域福祉にかかる活動団体・組織（5団体程度）に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施する。調査方法については、受託者にて調査シートを作成し、関係団体等がシートに必要な事項を記入する。関係団体等への配布・回収は委託者が行い、受託者が結果のとりまとめを行うものとする。

（3）障がい者基本計画等策定に係る事項

①施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

②アンケート調査の実施支援

障がい者の意識、生活実態で抱える問題等を調査し、家庭や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握をするためアンケート調査を行う。

調査票の配布・回収に必要な作業は、委託者が行う（必要な費用についても委託者が負担する）。受託者は調査票の設計、印刷及び委託者から受領した回収票の入力・集計・分析を行い、調査結果を報告書としてとりまとめる。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
配布数	1種 160票（回収率80%見込み）
調査方法	郵送法
集計方法	単純集計、障がい種類別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

6. 成果品

（1）地域福祉計画に係るもの

- ・アンケート票（A4判、8頁程度、1色刷、1000票～2100票）
- ・調査結果報告書（A4判、80頁程度、1色刷）：データー式

- ・地域福祉計画本編 (A4判、100頁程度、1色刷)：20部
- ・地域福祉計画概要版 (A4判、8頁程度、4色刷)：30部
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式
- (2) 障がい者基本計画に係るもの
- ・アンケート調査結果報告書 (A4判、100頁程度、1色刷)：20部
- ・障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (A4判、100頁程度、1色刷)：20部
- ・障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画概要版 (A4判、10頁程度、4色刷)：30部
- ・上記データ一式
- ・情報提供資料一式

## 7. その他

- (1) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (3) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ陸別町と協議し、決定すること。
- (4) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び道から示されるなど状況が変化した場合には、陸別町と協議の上、本業務内容を変更することができる。